

## 取 支 報 告 書

26000358(195)

09005515

平成 23 年分  
(平成 年 月 日開催分)

- 1 政治団体の名称 河内建夫宇都後援会
- 2 主たる事務所の所在地 山口県宇部市昭和町4-11-66

政治団体の区分	
<input type="checkbox"/> 政 党	<input type="checkbox"/> 支 部
<input type="checkbox"/> 政 治 党	<input type="checkbox"/> 支 团 体
<input type="checkbox"/> 政 治 資 金 团 体	<input checked="" type="checkbox"/> そ の 他 の 政 治 团 体
<input type="checkbox"/> そ の 他 の 政 治 团 体 の 支 部	

活動区域の区分	
<input type="checkbox"/> 2以上の都道府県の区域等	<input checked="" type="checkbox"/> 同一の都道府県の区域内

国会議員関係政治団体の区分	
<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項 第1号に係る国会議員関係政治団体	<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項 第2号に係る国会議員関係政治団体
<input checked="" type="checkbox"/> 公職の候補者 の氏名 <u>河内建夫</u>	<input type="checkbox"/> 公職の種類 <u>衆議院議員(議員)</u>
資金管理団体の指定の有無	
<input type="checkbox"/> 有	<input checked="" type="checkbox"/> 無
公職の種類	
資金管理団体 の届出をした者 の氏名	

国会議員関係政治団体に関する 特例の適用期間	
平成 年 月 日から	平成 年 月 日まで
平成 年 月 日まで	平成 年 月 日まで

3 代表者の氏名 <u>宮本浩一郎</u>	
4 会計責任者の氏名 <u>中本喜彌</u>	
事務担当者 (氏名) <u>中本喜彌</u>	(電話) <u>0836-31-2800</u>
(氏名)	(電話)
(氏名)	(電話)

取 支 の 状 況

## 1 収支の総括表

取 入	総 額	十億	百万	千	百	十	円
(前年からの繰越額)		3	1	9	0	6	3 2
(本年の収入額)		1	0	2	4	8	0
支 出	総 額	3	0	8	8	1	5 2
翌 年 へ の 繰 越 額		3	0	8	5	2	6 1
		1	0	5	3	7	1

## 2 収入項目別金額の内訳

## (1) 個人の負担する党費又は会費

金 領	十億	百万	千	円
員 数				

## (2) 寄 附

ア 寄附(イを除く。)の区分	金 額	備 考
(ア) 個人からの寄附 (うち特定寄附)	百万	千
(イ) 法人その他の団体からの寄附		
(ウ) 政治団体からの寄附		
小 計 (ア)+(イ)+(ウ)		
(寄附のうち寄附のあつせんによるもの)		
イ 政 党 決 定 寄 附		
合 計 (ア+イ)		

(その3)

### (3) 機関紙誌の発行その他の事業による収入

事業の種類	金額	備考
その他事業	十億	
"	百万	
	2	
	0	
	2	
	3	
	7	
	2	
	23.1.14 河内連天差新春の集い	
	1	
	0	
	6	
	4	
	8	
	8	
	0	
	23.11.23 大島自民党副総裁説明会	
この頁の小計	3' 0 8 8 1 5 2	
合計	3' 0 8 8 1 5 2	/

## (1) 支出の総括表

項 目		金 額			備 考	
1 経 常	経 件	費 費	費 費	十億	百万	千
(1) 人						
(2) 光 熱 水						
(3) 備 品 消 耗 品						
(4) 事 務 所	費			6	0	0
小 計				6	0	0
2 政 治 活 動	活 動	費 費	費 費	6	0	0
(1) 組 織 活 動						
(2) 選 挙 関 係	費					
(3) 機 関 紙 誌 の 発 行	そ の 他 の 事 業 費					
ア 機 関 紙 誌 の 発 行	事 業 費					
イ 宣 伝 事 業 費						
ウ 政 治 資 金 パーティー 開 催 事 業 費						
エ そ の 他 の 事 業 費				3	0	2
(4) 調 査 研 究 費				3	0	2
(5) 寄 附 ・ 交 付 金				5	2	6
(6) そ の 他 の 経 費				1	1	1
小 計				3	0	2
合 計				3	0	2

(その14)

## (2) 経常経費(人件費を除く。)の内訳

## (3) 政治活動費の内訳

支出の目的		金		年月日		項目別区分 権利譲渡登行と/or他の事業 (その他の事業 23.1.14以後)	
支出の目的	金	十億	百万	年	月	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (都府県にあつては、主たる事務所の所在地)
差 送 費	/	2	0	23.1.6	4 0	郵便事業(株)	東京都千代田区霞が関 1-3-2
会 場 記 録 費	/	3	1	23.1.20	5 0	ニバタフォート(株)	山口県宇部市沼和町 3-1-5
消 耗 品 費	/	4	3	23.1.28	0 7	ウェルネット(株)	東京都千代田区丸の内 1-1-7
会 場 費	/	6	1	23.1.28	3 1	宇都金日宣付テレ	山口県宇部市相生町 8-1
看 破 費	/	3	3	23.1.29	6 0	(有) 井上広美社	山口県宇部市東新川町 6-7
会 場 費	/	2	0	23.1.29	0 0	花 風 車	山口県宇部市神奈津 2-15 花岱
消 耗 品 費	/	8	0	23.2.1	9 7	リコ-ジヤハーン(株)	東京都中央区銀座 7-16-12
消 耗 品 費	/	4	0	23.2.5	8 9	富士ゼロックス山口(株)	山口県山陽小郡藍金町 4-1
この頁の小計		8	7	0	4 0	3	
その他の支出		2	2	2	3 9	3	
合 計		8	9	2	7 9	6	

### (3) 政治活動費の内訳

資産等の状況

1 資産等の総括表

資産等の有無		備考	
資産等の項目別区分		有	無
ア 土地	□	□	✓
イ 建物	□	□	✓
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	□	□	✓
エ 取得の価額が100万円を超える動産	□	□	✓
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。)又は貯金(普通貯金を除く。)	□	□	✓
カ 錢信託	□	□	✓
キ 有価証券	□	□	✓
ク 出資による権利	□	□	✓
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	□	□	✓
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	□	□	✓
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	□	□	✓
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	□	□	✓

宣誓書

添付書類(別添のとおり)

- (1) 領収書等の写し  
(2) 政治資金監査報告書(国會議員関係政治団体に限る。)

この報告書は、政治資金規正法に従つて作成したものであつて、真実に相違ありません。

平成26年5月30日

政治団体の名称 河村建太郎後援会

会計責任者の氏名 中本喜彌

印

代表者の氏名  
(解散の場合に限る。)

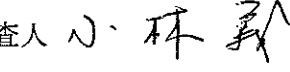
(備考)

「会計責任者の氏名」欄及び「代表者の氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず会計責任者本人及び代表者本人が自署すること。

# 政治資金監査報告書

平成24年5月25日

河村建夫宇部後援会  
代表 宮本 浩一郎 殿

登録政治資金監査人 

登録番号 第608号  
研修終了年月日 平成21年1月29日



## 1 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、河村建夫宇部後援会の平成23年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書について、支出に関する政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。
- (4) この政治資金監査は、河村建夫衆議院議員の他政治団体の政治資金監査も含め、効率的に行なうため同議員の衆議院第二議員会館内事務所において行った。

## 2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等が保存されていた。
- (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。
- (3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等に基づいて支出の状況が表示されていた。
- (4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書等は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

## 3 業務制限

河村建夫宇部後援会と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

また、河村建夫宇部後援会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以上